

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度佐呂間町一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 44,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費
823,238 千円

(単位:千円)

区分	目的別	平成30年度 予算額	財 源 内 訳					一 般 財 源	
			特 定 財 源				国庫支出金	一 般 財 源	
			道支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)			
民 生 費	社会福祉費	451,724	92,168	51,751	112,200	6,745	188,860	19,918	
	老人福祉費	33,780		481	4,700	503	28,096	2,963	
	児童福祉費	122,152	45,761	12,518		17,746	46,127	4,865	
	小 計	607,656	137,929	64,750	116,900	24,994	263,083	27,746	
衛 生 費	保健衛生費	215,582	111	2,301		59,046	154,124	16,254	
合 計		823,238	138,040	67,051	116,900	84,040	417,207	44,000	

※経費区分については、平成30年度当初予算の予算科目(款、項)で分別しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各目的別に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。